

理由書

本理由書は、朝霞都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 朝霞都市計画区域の位置等

朝霞都市計画区域は、都心から約20km圏、本県の南部に位置しています。また、朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

【朝霞市 あずま南地区】

朝霞市の東部に位置し、東武東上線朝霞駅から北東に約1.5km、一般国道254号バイパスに近接しており、交通の利便性に優れています。

II 変更の理由

都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。

あずま南地区については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。

III 規模

【朝霞市 あずま南地区】

市街化区域への編入面積 約13.5ha

IV 関連する都市計画

朝霞都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 用途地域（朝霞市決定）
- ③ 防火地域又は準防火地域（朝霞市決定）
- ④ 生産緑地地区（朝霞市決定）
- ⑤ 道路（埼玉県決定）
- ⑥ 下水道（朝霞市決定）
- ⑦ 土地区画整理事業（朝霞市決定）
- ⑧ 地区計画（朝霞市決定）